

マネジメント強化の取り組み

古河電工グループは、立場の異なるさまざまなステークホルダーへの責任を着実に果たすため、事業活動を適切にモニタリングし改善することができる仕組みづくりに取り組んでいます。

主なステークホルダーと主な責任



主なステークホルダー	主な責任	コミュニケーション方法
お客様 	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品、業務およびサービスの品質維持・向上 ● 社会的に有用な製品・サービスの提供 ● 幅広い技術とノウハウによるお客様課題の解決 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常取引における対話 ● WEBサイト、CSR報告書 ● 技術展・展示会における対話
調達取引先 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令を遵守した公正な取引を通じた健全な関係の構築 ● 「パートナー様向けCSR推進ガイドライン」によるサプライチェーン全体でのCSRの実現 	<ul style="list-style-type: none"> ● パートナーズミーティング ● 日常取引における対話 ● CSRアンケート ● パートナー評価結果のフィードバック面談
株主・投資家 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な利益の還元 ● 適時・適切な情報開示 ● 企業価値の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● アニュアルレポート、株主総会 ● 株主通信 ● 経営説明会、決算説明会 ● 投資家訪問 ● 株主工場見学会
従業員 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権の尊重 ● 人材の育成と公正な評価・処遇 ● 労働安全衛生とメンタルヘルスを含む健康への対応 ● 多様な働き方、仕事と生活の両立の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内報、イントラネット ● 社長と現場のこだわり対話 ● 経営説明会
地域社会 	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ・文化振興、次世代育成 ● 伝統行事への協力、共催 ● 地域NPO法人の業務支援、NPO法人との協働 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場見学会 ● 和楽踊りなど地域共催行事 ● 地域清掃活動など従業員による社会貢献活動
環境 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化ガス排出量の削減 ● 省エネ、リサイクルの推進 ● 生物多様性保全 ● 産業廃棄物の削減 ● 有害化学物質の管理と削減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種法規制への対応 ● 地球温暖化防止に関する京都議定書、生物多様性に関する名古屋議定書などへの対応 ● 環境省などの推進する環境運動への対応 ● 生物多様性保全に関してJBIB*を通じた研究、情報交換

* 企業と生物多様性イニシアティブ。2008年に設立された、生物多様性の保全をめざして積極的に行動する企業の集まり

2010年度目標と実績、2011年度目標

古河電工グループでは、CSR行動規範に基づく具体的な活動目標を策定し、PDCAサイクルを回すことで、各活動のレベルアップを図っています。

2010年度主要目標と実績、2011年度主要目標

	2010年度目標	2010年度実績	達成度	2011年度目標
コンプライアンス/ リスクマネジメント	●コンプライアンス意識の浸透	●「社長と現場のこだわり対話」を6事業所で開催 ●「コンプライアンス座談会」を各所・支社で実施	○	●「社長と現場のこだわり対話」を営業拠点に展開 ●第2回 従業員コンプライアンス意識調査の実施
	●CSR行動規範の改定	●2011年3月 CSR行動規範改定(グローバル版)	○	●「古河電工グループCSR・コンプライアンス・ハンドブック(第4版)」の発行と教育 ●英語版、中国語版教育資料の発行
	●独占禁止法違反問題の再発防止とコンプライアンス自主点検	●独占禁止法講習会の実施、監査部門の重点監査を実施 ●「チェックシート」による部門内の自主点検活動の実施	○	●コンプライアンス自主点検活動の充実(「分野別チェックシート」の拡充)
	●事業継続計画(BCP)の推進と認証取得	●2011年1月24日 光半導体デバイス事業を対象範囲として、BS25999認証を取得	○	●事業継続計画の見直しと深化
安全・衛生	●重大災害0件、休業災害2件以下	●重大災害0件、休業災害3件	×	●重大災害0件、休業災害1件以下
	●労働安全衛生マネジメントシステムの構築	●三重事業所、平塚事業所で中央労働災害防止協会のJISHA方式適格OSHMS認証を取得	○	●日光事業所でJISHA方式適格OSHMS認証を取得
品質	●品質クレームの低減。2009年度比10%	●2009年度比24.5%削減	○	●2010年度比10%削減
環境	環境への取り組み 目標と実績(22頁)参照			
調達	●「パートナー様向けCSR推進ガイドライン」の周知	●パートナーズミーティングにて、ガイドラインを配布 ●主要パートナーの評価とフィードバック面談を実施	○	●パートナー評価とフィードバック面談の実施 ●海外パートナー向けの「CSR推進ガイドライン」(英語版)の公開
労働・人材育成	●グローバル人材の育成	●海外現地法人メンバーによる「グローバル・ディベロップメント・プログラム」(GDP)の実施	○	●GDPの継続実施
	●現場力の向上	●現場力強化トレーニングセンターの開設 ●講師(シニアトレーナー)の育成 16名	○	●現場力強化研修の全事業所展開 ●講師(シニアトレーナー)の増強
	●働き方改革の実践	●リフレッシュ休暇制度の新設 ●会議効率化のためのファシリテーション研修の実施(課長職全員)	○	●震災・電力対応としての、各種勤務制度の検討・実施 ●育児休業対象期間中の在宅勤務制度、出産・育児などを理由とした退職者の再雇用制度などの導入
地域・社会貢献	●社会貢献活動の活性化	●グループ内の社会貢献活動事例を横展開	○	●ボランティア休暇制度の新設 ●ボランティア活動ポータルサイトの新設

コーポレートガバナンス

古河電工は、効率的で透明性の高い内部統制システムを構築、整備することで、経営の健全性の維持に努めています。

取締役会・監査役会

取締役会

古河電工では、取締役12名のうち3名を社外取締役としています。これは、取締役会での議論・決議に社外の視点からの助言や意見を取り入れ、意思決定の透明性を確保し、経営全般に対する監督機能を強化することを目的としたものです。

社外取締役は、金融機関、商社、事業会社などでの豊富な経営経験を持ち、多様な観点から有益な提言・指摘をしており、取締役会はこれらを尊重しながら意思決定を行います。このため取締役会は、社外取締役、社外監査役が極力出席できる日に開催するよう配慮するとともに、議題に関して十分に理解を深められるよう詳細な事前説明を行うなど、社外取締役、社外監査役が円滑に職務を遂行できる体制を整えています。

なお、役員の報酬等に関する方針や個人別報酬の内容などについては、その決定過程での透明性の確保、恣意性の排除のため、社外役員を含む報酬委員会が、取締役会の委任に基づいて決定しています。

監査役会

古河電工では、監査役設置会社の形態を採用しています。取締役会から制度的に独立した監査役・監査役会を設置しており、その機能を重視しています。また、監査役、会計監

査人、内部監査部門であるCSR推進本部監査部が、情報・意見交換により連携し、監査機能の強化を図っています。

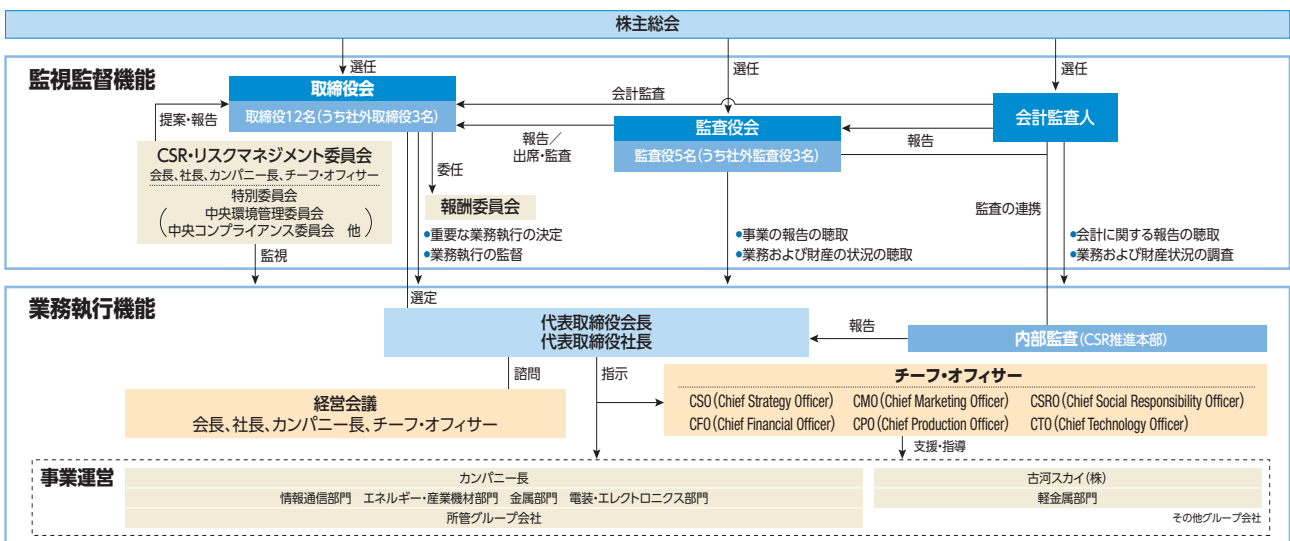
業務執行

古河電工は、業務執行体制としてカンパニー制およびチーフ・オフィサー制を採用しています。業務執行の最高責任者である社長のもと、事業運営に関してはカンパニー長が、グループ全体の戦略・資源配分・管理などに関してはチーフ・オフィサーが、それぞれ責任者となって業務を執行。これらの業務の状況を、四半期ごとに取締役会に報告しています。

内部統制

古河電工および関係会社では、職務執行の効率性維持・向上、コンプライアンス、リスク管理、情報管理および関係会社管理を目的として内部統制システムを整備・構築し、運用しています。システムの整備はCSR推進本部管理部内部統制推進グループが行い、運営状況の評価や改善にも取り組んでいます。また、金融商品取引法に定められた内部統制報告書については、グループJ-SOX会議およびCSR推進本部が中心となって作成し、古河電工グループの財務報告における信頼性の維持・向上に努めています。

コーポレートガバナンス



CSRマネジメント

古河電工グループは、専門部署を設置し、コンプライアンスやリスクマネジメント強化などCSR活動を統一的に推進しています。

CSR推進体制

古河電工グループは、CSR活動を推進する専門部署であるCSR推進本部と、これを管轄する役職CSRO (Chief Social Responsibility officer)を設けています。内部統制推進、コンプライアンス、リスク管理、安全、環境保全、社会貢献といったCSRの観点から、企業活動全般にわたってモニタリングの充実とCSR関連諸活動の統一的推進を図っています。万一問題が発生した際は、事実関係の調査や原因究明、善後策や再発防止策の策定・実施、対外発表など、必要な措置を迅速に行える体制を整えています。

古河電工グループCSR基本方針(2011年3月改定)

私たちは、古河電工グループ理念に基づき、

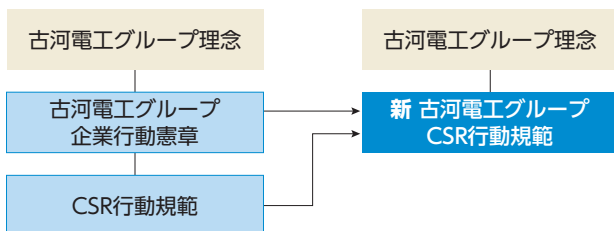
- 国際社会の一員として、国内外の法令・社会規範や倫理に従い、社会・地球環境との調和のとれた事業活動を行い、技術革新を通じた社会的価値の創造に努めます。
- すべてのステークホルダー(利害関係者)との健全で良好な関係を維持・向上させ、社会の持続的発展に貢献します。

WEB CSR推進体制
http://www.furukawa.co.jp/csr/management/csr_manage.htm

古河電工グループCSR行動規範の改定

近年、CSR・コンプライアンス活動の社会的位置付けは急激に変化し、サプライチェーン全体を通じた活動の推進を求めお客様の声が高まっています。さらに、国際生物多様性

企業行動憲章とCSR行動規範の統合



年であった2010年には、地球環境保全のさらに進んだ取り組みが議論され、組織の社会的責任に関する国際的なガイドライン(ISO26000)も発行されました。

こうした変化に対応し、国際行動規範を考慮しながら、海外拠点を含むグループ全体でCSR活動を強化するため、2011年3月に「古河電工グループCSR行動規範」を改定しました。また、これに伴って、新しい行動規範について具体的にわかりやすく解説した「古河電工グループCSR・コンプライアンス・ハンドブック(第4版)」を発行しました。

WEB CSR行動規範
<http://www.furukawa.co.jp/csr/management/index.htm>

リスクマネジメント

リスク管理

古河電工のCSR・リスクマネジメント委員会では、定期的実施するリスク調査でリスクを洗い出し、評価しています。全社展開すべき5つの重要なリスクとその所管部門を定め、リスクの軽減、対応状況の進捗フォローに努めています。

例えば情報セキュリティの確保に向けては、情報セキュリティおよび個人情報保護について基本方針を制定し、これに基づいて関連の全社規程を全面的に見直しました。これと同時に、情報漏えい防止や不正競争防止法に基づく営業秘密の保護、個人情報の保護、不正アクセス防止などをテーマとしたeラーニングを実施し、情報セキュリティに対するリスク感度を高める活動を推進しています。

3月11日に発生した東日本大震災による電力問題など、新たなリスクも顕在化しています。今後はさらに、リスク傾向の変化を見極めながら、リスク管理を強化していきます。

全社重要リスク

- 1 コンプライアンス
- 2 品質管理
- 3 地震など大規模災害
- 4 情報セキュリティ
- 5 関係会社管理

BCM(事業継続マネジメント)活動

古河電工グループ全体の防災・BCM活動の推進組織である「中央防災・BCM推進委員会」では、事業継続管理の事実上の国際標準ともいえる英国の事業継続管理規格(BS25999)に基づいて、2010年度に事業継続マネジメントシステム(BCMS)を整備しました。未着手であったカンパニーの主要事業についての事業継続計画(BCP)も策定することを決定したことにより、全てのカンパニーにおいてBCM活動が本格的に始動することとなりました。

なお、主要事業のうち光半導体デバイス事業では、2008年度から先行してBCM活動を推進し、2011年1月24日には事業継続規格(BS25999)の認証を取得しました。当該事業では、国内外の通信機メーカーや通信事業者に製品を提供し、通信システムを構築するサプライチェーンの中核を担うという業務の重要性から、事業継続性を求めるお客様の声が大きくなっていました。そのため、企業価値を高める活動の一環として、認証取得に取り組んでいたものです。

このほか2010年度には、本社と千葉事業所の関連部門が参加し、震度6強を想定したBCPの読み合わせを実施しました。机上訓練ではあったものの、東日本大震災発生後の事業復旧では、混乱せずに、スムーズな初動対応ができ、訓練の効果を確認できました。



BS25999 認証式



BCPIに基づく訓練(千葉事業所)

コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上

社長と現場のこだわり対話

中期経営計画「ニューフロンティア2012」において、社長方針で安全・品質・コンプライアンスに徹底的にこだわり、事業活動を推進することを宣言しています。このこだわりが現場では具体的にどのように展開され、活動にどう取り入れられているのかを、社長自らが確認し、現場の生の声を聴く、「社長と現場のこだわり対話」を実施しています。2010年度は6事業所で実施し、事業所長、製造部長、職場長、作業長が出席して、当社社長と意見交換を行いました。2011年度は対象を営業拠点に拡大し、継続して実施していきます。



「社長と現場のこだわり対話」の様子

コンプライアンス座談会

古河電工の各事業拠点をCSR推進本部の人員が訪問し、コンプライアンスをテーマに少人数グループでの座談会を実施しました。2010年5月～7月にかけて、11事業所で階層別に計26回開催し、従業員延べ200名が出席しました。当日はCSR推進本部から2009年度の従業員コンプライアンス意識調査の結果について情報提供し、その後コンプライアンスに関して活発に意見が交わされました。参加者の生の声を吸い上げられたことはもちろん、参加者自身もコンプライアンスについての理解を深められ、有意義な座談会となりました。

なお、従業員コンプライアンス意識調査は、隔年で古河電工と関係会社とで交互に実施しています。2010年度は関係会社22社で、約3,000名の従業員を対象に実施しました。



本社課長・マネージャー層との「コンプライアンス座談会」の様子

CSRマネジメント

■ モニタリング

グループ監査体制・機能の強化

CSR推進本部監査部では、定期的に各部門、関係会社を巡回し、業務の執行状況に関する内部監査を実施しています。昨年度は重点監査項目にコンプライアンスを加え、製造部門・営業部門を中心に本社の約50部門と、連結対象会社約30社で監査を実施しました。また、海外関係会社については、内部監査に加え、現地法令やリスクに精通した外部専門家による特別監査を実施しています。

コンプライアンス自主点検活動

古河電工では毎年10月・11月をコンプライアンス月間と定め、全社でコンプライアンス推進活動を実施しています。

2010年度は新たに「個人別コンプライアンス振り返りチェックシート」と、独占禁止法などの「分野別チェックシート」による点検を実施しました。今後は「分野別チェックシート」の対象分野を拡大し、活動の充実に努めます。

■ コンプライアンス教育

新入社員から役員までのあらゆる階層別教育に、コンプライアンス教育を組み込んでいます。2011年度は、CSR行動規範の解説などを掲載した「古河電工グループCSR・コンプライアンス・ハンドブック(第4版)」を教材として、古河電工グループ全体でコンプライアンス教育を展開する計画です。

 <http://www.furukawa.co.jp/csr/management/comp.htm>

不祥事報告 (2011年8月15日現在)

独占禁止法違反問題

古河電工グループでは、独占禁止法違反により、下記の通り命令を受けました。お客様・株主様をはじめ、関係者の皆さまにご心配・ご迷惑をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

当社グループでは、2009年12月に「独占禁止法違反問題に関する第三者調査委員会」による報告書を公表し、同委員会の提言に基づく再発防止策を実行してまいりました。また、同委員会の調査と並行して社外弁護士による徹底的な調査を実施し、過去に問題のあった行為については再発のないことを確認するとともに、疑いのある行為の全てを停止しております。今後も信頼回復に向け、引き続きグループを挙げてコンプラ

イアンスの浸透を図ってまいります。

その他海外競争法で調査中の案件は以下の通りです。

- 自動車用ワイヤーハーネスおよび同関連製品に関してEUおよび米国の当局の調査に協力中。
- 2011年7月、電力ケーブルおよび同関連製品に関して、持分法適用会社株式会社ビスキャスおよび古河電工が、EU当局より異議告知書を受領。

※異議告知書とは、欧州競争法違反の疑いに関する欧州委員会の暫定的な見解を示し、当事者の意見を求めるものです。異議告知書は調査途中の文書であり、最終決定ではありません。

日光事業所でのシアン化金カリウム盗難

2011年1月、古河電工日光事業所において毒物および劇物指定令で毒物に指定されているシアン化金カリウムが紛失していることが判明しました。当該物質は、多数の方の人命に影響する毒物であり、皆さまにご心配をおかけしたことを心よりお詫びいたします。警察の調査により、換金目的の窃盗であったことがわかっており、2010年12月末に盗まれたシアン化金カリウムについては全量回収されております。当社はこれまで法令などに基づいて毒劇物を管理してまいりましたが、盗難防止対策としては必ずしも十分でなかったことから、改めてグループ各社を含めて管理状況を調査し、再発防止に向けた対策を進めております。

独占禁止法違反

件名	会社名	時期	排除措置命令	課徴金納付命令
光ファイバケーブルおよび同関連製品	古河電工(株)	2010年5月	○	46億円
建設工事用電線汎用3品種	古河エレコム(株)	2010年11月	—	4.6億円
屋内配線用特定VVVFケーブル	協和電線(株) 古河エレコム(株)	2011年7月	○ —	— 0.5億円

※古河電工では、「光ファイバケーブルおよび同関連製品」の独占禁止法違反に関する課徴金納付命令の一部について審判請求を行っています。